

「診療費請求書及び診療費請求内訳書」のお知らせ

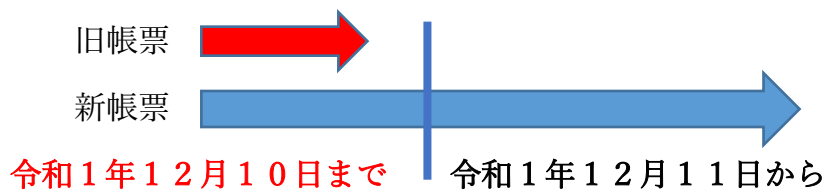
旧帳票・新帳票の取扱いについて

改元（令和）に伴い、「労災診療費関係機械処理帳票の改正について」お知らせしておりますが、現行の帳票については、令和2年1月以降、（システム上）受付できません。

また、旧帳票と新帳票は印字する位置が異なりますので、あらかじめ現在使用しているレセコンメーカーに問い合わせ（改修）のうえ、新帳票の申し込みをしていただきますようお願いいたします。

旧帳票で受付できるのは、令和1年12月10日締切日の受付分までです。

12月11日以降の受付分は翌年1月入力分となることから、新帳票での入力となります。



例) 72215 (旧) → 72225 (新) の場合
マス目が増えていきますので、新帳票用にシステムの変更をしてください

※新帳票の元号記入欄に新元号を記載する場合には「9」を使用してください。

(注意)

※レセプト用紙の申し込みは、「労働者災害補償保険診療費請求書及び内訳書・アフターケア委託費請求書及び内訳書用紙申込書（医療機関用又は薬局用）」にて請求する用紙の種類毎に所要枚数を記入し当課分室あて郵送願います。

※返信用封筒等を同封のうえ請求していただきますようお願いいたします。

問い合わせ先 北海道労働局労働基準部労災補償課分室

(TEL 011-716-2080)